



【件名】思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

【要旨】和光市と和光市議会は、特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をなさらないでいただきたいです。

さらに、和光市と和光市議会は、公人（市議会議員を含む）に対しても、私人に対しても、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないでいただきたいです。

【理由】現在、マスコミ等で、首長や議員を始めとする公人に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返されています。

しかし、全ての市民に対して中立・公平であるべき市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を一方的に遮断すると、市内在住の信者や市内の関連団体は、市民としての権利が奪われてしまいます。

例えば、本来制限されていない施設利用や主催事業の開催を制限されることになります。

また、ただ個人の内面に信仰を持っているとか宗教団体に所属しているという理由で、自由な信仰活動はもちろん一般的な社会貢献活動（非宗教的活動）などのあらゆる市民活動までもが制限されることになります。自由に信仰を表明することも、しづらくなります。

市が公的に行なうことを、市民も習って行います。すでに現に起きている、地域や職場・学校における信仰ゆえの侮辱や仲間はずれ、さらにひどい差別やいじめの発生を市は容認し、助長することに繋がります。

これは思想及び良心の自由（憲法第19条）や、信教の自由（憲法第20条1項）に対する侵害となります。また、国際人権規約（自由権規約）第18条にも反することになります。さらに、市からも議会からも遮断されれば市政への要望ができず、請願権（憲法第16条）の侵害にもなります。

これは、宗教を理由とする差別であり、憲法第14条1項で保障されている法の下の平等に違反することになります。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものですから、市や市議会がこれらを侵害するがないようにお願い致します。

令和4年12月08日

和光市議会議長 齊藤 克己 様

陳情者

住所 埼玉県 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

【陳情の理由】の補足

① 思想・良心の自由及び信教の自由について

- (1) 憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない」と定め、同第20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」としています。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められており、同規約第18条1項において、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む」として思想又は宗教を表明する自由が含まれ、同条4項で「この規約の締結国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重する。」ことが定められており、これら的内容は、憲法第19条及び同第20条1項の内容としても保障されています。
- (2) 思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、即ち、思想・良心を告白するよう強制され又は推知されない自由が含まれており、このことは信教の自由における信仰にかかる告白についても同様です（佐藤幸治「日本国憲法論〔第2版〕」245頁、254頁）。
- (3) よって、首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することも日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかです。

② 請願権について

- (1) 請願権とは、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務にかかわる事項について、苦情や希望を申し立てることのできる権利をいいます。憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規約の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない」としてこれを保障し、請願法は、請願の方式や請願書の提出先について定めるとともに、第5条で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定しています。
- (2) 請願権は、政策の提言ないし要請を行うこともその内容に含まれ、民情を国政ないし地方行政に反映させる方法として参政権を補充する重要な権利とされています（前掲佐藤420頁）。地方公共団体においては、首長、地方議会も請願の対象となる機関です（地方自治法124条）。
- (3) よって、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するもので、その請願権を侵害するものであることは明らかである。

③ 法の下の平等について

- (1) 国際人権規約（自由権規約）は第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も」されない事を約束し、その趣旨を踏まえた憲法第14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」としています。
- (2) 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式若しくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取り扱いをすることが「法の下の平等」に違背するものであることは明らかです。

④ まとめ

よって、首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、或いは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下の平等に違背することは明らかです。

以上

参考条文 思想・良心の自由、信教の自由、請願権等に関する日本国憲法等

■国際人権規約（自由権規約）

第2条【締約国の実施義務】

1項 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

第18条【思想・良心及び宗教の自由】

- 1項 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 4項 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

■日本国憲法

第14条【法の下の平等】

1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第16条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第19条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】

1項前段 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

信教の自由には、信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由が含まれる。
信仰の自由から、①信仰告白の自由、②信仰または不信のいかんによって特別の利益または不利益を受けない自由、③宗教的教育を受け、または受けない自由が派生する（「憲法第7版」芦部信喜）。

■請願法

第2条

請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第5条

この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない